資　料　4

H26.5.23条例個別指定制度検討委員会

NPO 法改正の背景と概要

1　ＮＰＯ法の改正の背景

阪神・淡路大震災後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成 10 年に特定非営利活動促進法（以下、ＮＰＯ法）が制定された。

一方で、ＮＰＯ法人の活動を支援することを目的とした認定ＮＰＯ法人制度の利用は、平成 24 年１月１日時点でＮＰＯ法人全体の約 0.55％と少なく、ＮＰＯ法人の約７割が財政上の課題を抱えている。

このような現状に鑑み、ＮＰＯ法人の活動の健全な発展をより一層促進するため平成２４年４月にＮＰＯ法の改正が行われた。

2　主な改正の概要（～財政基盤の強化を支援するための見直し～）

（１）新たな認定制度の創設

ア　認定機関の変更

ＮＰＯ法人の認定機関が国税庁から所轄庁へ変更

【参考】

所轄庁 ＼ 法人の事務所所在地	所　轄　庁	
	平成23年度まで（旧）	平成24年度以降（新）
熊本市	熊本県	熊本市
熊本市＋熊本市外（県内）	熊本県	熊本県
2つ以上の都道府県（主たる事務所が熊本県の場合）	内閣府	熊本県

イ　認定基準の緩和

広く市民の支援を受けているかどうかを判断する基準(PST 基準)に、新たに２つの選択肢が追加

【旧来からあるもの】

① 相対値基準　・・・総収入に占める寄附金の割合が 20%以上

【平成 24 年の改正によって追加されたもの】

② 絶対値基準　・・・各事業年度の 3,000 円以上の寄附者が平均 100 人以上

③ 条例個別指定・・・事務所所在地の自治体の条例により個別指定を受けること

ウ　仮認定制度の導入

設立初期（設立後 5 年以内）の法人は 1 回に限ってスタートアップ支援として認定基準１号（ＰＳＴ基準）を免除した仮認定を受けられる。

（２）条例個別指定制度の創設

地方自治体の条例で個別に指定したＮＰＯ法人に対する個人の寄附金について個人住民税の寄附金控除の対象とすることができるようになった。

【参考】他所轄庁の導入状況

（平成26年4月25日現在）

	根拠	指定の基準を制定済の所轄庁	合計
県	条例	神奈川、京都、大分、奈良、埼玉 滋賀、鳥取、三重、北海道	10県 （47都道府県中　21.3%）
	要綱	長野	
政令市	条例	横浜、川崎、相模原、京都、札幌、千葉	6市 （20市中　30%）